

札幌市子どもの権利委員会 委嘱状交付式及び第 1 回委員会

会 議 録

日 時：平成 26 年 2 月 6 日（木）午後 4 時 30 分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12 階 4～5 号会議室

【 委嘱状交付式 】

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 皆様、本日は、お忙しいところにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まだお見えになっていない委員がいらっしゃいますけれども、遅参する旨の連絡を受けております。

定刻となりましたので、ただいまから、第3期札幌市子どもの権利委員会委嘱状交付式及び第1回委員会を開催させていただきたいと思います。

私は、札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課長の岩佐と申します。

本日は、初回のため、委員長が決定するまでの間、事務局が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

3. 札幌市子ども未来局長 挨拶

4. 事務局職員紹介

5. 閉 会

【 第1回委員会 】

1. 開 会

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 引き続き、第1回委員会に移らせていただきます。

なお、本日の会議の終了時間は、18時30分を予定しております。

2. 委員長、副委員長の互選

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 初めに、委員長、副委員長の選出をさせていただきたいと思います。

委員の皆様から、何かご意見はございますでしょうか。

○A委員 委員長、副委員長の選出について、意見を述べさせていただきます。

委員長につきましては、第1期、第2期ともに委員長を務めていただきました千葉委員に、副委員長につきましては、校長会の土佐林委員をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ただいま、A委員からご提案があり、委員長に千葉委員を、副委員長に土佐林委員をとということでございますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

それでは、本委員会につきましては、委員長を千葉委員、副委員長を土佐林委員とさせていただきます。

お2人には、委員長、副委員長の席にお移りいただき、それぞれ簡単に一言ずつご挨拶させていただきたいと思います。

なお、その後の進行につきましては、千葉委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

〔委員長、副委員長は所定の席に着く〕

○委員長 皆様、こんにちは。

私は、ただいま、皆様の互選によりまして委員長役を務めさせていただくことになりました千葉と申します。

これから2年間、私は、皆様方の盛り立て役に徹して委員会を運営していきたいと思えます。その上で、皆様の力を結集させて、よりよい子どもの権利の実現を目指して、成果を積み重ねていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

なお、今回は、中学生が初めて委員として加わっております。子どもの権利委員会に非常にふさわしいメンバーではないかと思っておりますので、とても期待しているということを申し添えまして、私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○副委員長 副委員長を仰せつかりました東区にあります札幌市立明園中学校長の土佐林と申します。

初めて参加させていただきます。力不足ではございますけれども、全力で職務に当たりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員自己紹介

4. 委員会に関する確認事項

○委員長 それでは次に、本日の資料の確認、この委員会の公的な位置づけ、今後、委員会を運営するに当たっての留意点及び今期の委員会が担うべき役割などにつきまして、事務局から説明させていただきます。

それでは、お願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それではまず、資料の確認をさせていただきます。

資料1は、次第でございます。次に、資料2は、座席表になっております。続きまして、資料3は、札幌市子どもの権利委員会委員名簿でございます。誤りもございましたので、また後ほど新たに訂正したものをお送りさせていただきたいと思います。そして、資料4は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱でございます。資料5は、子どもの権利委員会についてというA4判の1枚物でございます。そして、資料6は、審議事項及び今後のスケジュール（案）についてでございます。

ただいまの資料につきましては、皆様に事前に送付させていただいております。

なお、事前に送付させていただいた資料のほか、皆様には、子どもの権利に関する推進計画、さっぽろ子ども未来プランと第2期の答申書を参考資料としてお手元に配付させていただいております。

また、別紙として、傍聴者の方に意見記入用紙をお配りしております。

なお、資料1と資料2につきましては、本日配付したものと差しかえをお願いしたいというふうに思います。

初めに、資料4の札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づきまして、委員会設置の趣旨、位置づけ等についてご説明をさせていただきます。

まず、こちらの委員会の位置づけは、子どもの権利条例に基づく附属機関でございます。委員の皆様方は、附属機関の委員という立場になりますので、地方公務員法に規定します特別職の地方公務員となります。また、附属機関につきましては、その任務の重要性から、原則として、皆様の氏名、職業は資料3の委員名簿に記載されている形で公表させていただくことになります。

次に、この委員会につきましては、原則として公開で開催させていただきたいと思っております。会議の開催に当たりまして、適宜、報道機関へ情報提供しておりますので、取材等が入る場合がございます。

ただし、議論の過程で、公開で行うことに支障が生じる場合、例えば、個人のプライバシーにかかわるようなことが含まれる場合、事務事業の性質上で公にすることにより適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるようなものが想定されます。それらにかかわる審議が含まれることが想定されるような場合につきましては、その都度、委員会にお諮りし、公開、非公開を決定していただくことになります。

また、委員会の議事録につきまして、事務局で作成させていただき、各委員の皆様方に発言内容を確認していただいた上で、ホームページで公開したいと考えております。

なお、公開する際には、情報公開などにより、実名を公にすべきという請求をある場合を除きまして、一旦は、発言者の氏名は記載せず、A委員、B委員という形で公開したいと考えております。

また、傍聴者の皆様方には、今後の委員会の参考にさせていただくため、意見記入用紙を配付しております。委員の皆様には、別紙という形で配付させていただいております。この記入用紙につきましては、傍聴者の方にご意見を記載いただくものでございまして、提出いただいた用紙につきましては、事務局で取りまとめ、委員の皆様にお知らせしたいと思っております。

なお、この意見記入用紙の下段に、傍聴される皆様方への注意事項を何点か記載しております。

まず、2番目に記載しておりますように、会議の開催中は、お静かに傍聴をお願いしたいと思います。また、拍手等による賛成や反対の意向を表明されたり、携帯電話をご使用されたりすることはご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

次に、3番目に記載しておりますように、委員会の決定で、非公開で会議を行う議決がありました場合には、速やかに退席をお願いしたいと思います。

次に、5番目に記載しておりますが、録音、写真撮影等の機材の持ち込みにつきましては、委員長が許可された場合を除き、お断りいたしますので、ご協力をお願いいたします。

以上が会議運営に当たっての留意事項でございます。

引き続きまして、子どもの権利委員会の役割や今期の委員会の進め方について、資料5の子どもの権利委員会についてをもとにご説明させていただきたいと思っております。

初めに、(2)の役割は、大きく二つに分けられております。大きく分けた役割の一つ目が①の子どもの権利に関する推進計画に関すること、二つ目が②の子どもの権利保障状況の調査審議に関することでございます。

また、大きな役割の中に、それぞれの項目に分かれておりますけれども、これらを端的にまとめさせていただきますと、子どもの健やかな成長、発達のための環境づくりを進めていくために、札幌市の子どものに関する施策あるいは制度の状況について、子どもの権利

の保障という視点から審議等を行っていただき、ご意見を頂戴するための委員会と言うことができるかと思います。

続きまして、（３）これまでの実施状況につきまして、表に第１期、裏面に第２期に審議いただいた内容をまとめております。

第１期では、まず、子どもの権利に関する推進計画のあり方について、市が諮問いたしました、答申をいただいております。そして、２点目は、子どもの権利の保障状況の調査審議でございます。条例が制定された際に、条例の施行以降の状況について議会に報告を求めるという市議会の附帯決議に基づき、前年度の取組状況を報告しております。その報告に向けての事前審議や子どもの権利に関する広報活動についてのご提言をいただいております。

次に、資料の裏に移りまして、第２期でございます。

こちらでは、第１期で策定しました推進計画に基づきまして、子どもを受け止め育む環境づくりについて市が諮問いたしました、本日、配付しております答申を昨年１１月にいただいたところでございます。また、第１期と同様に、取組状況の報告の事前審議や推進計画の評価検証をしていただいたところであります。

続きまして、今期、第３期権利委員会の進め方についてでございます。

後ほど詳しくご説明させていただきますけれども、当面の審議といたしましては、第１期に策定した子どもの権利に関する推進計画や、第２期にいただいた答申をもとに、次期の推進計画について審議を行っていただき、ご意見をいただきたいと考えております。

また、子どもの権利に関する施策の評価検証や取組状況の報告につきましては、第１期、第２期に引き続き、ご審議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長 説明をありがとうございました。

これまでの説明内容に関しまして、質問したいこと等がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、後のほうでも質問の時間をとりたいと思いますので、この件につきましては、この辺で一旦終わらせていただきます。

５．審議事項に関する確認及び今後のスケジュールについて

○委員長 次の議題に移らせていただきます。

先ほどの市から説明によりますと、今期の委員会において重点的に審議する事項は、次期子どもの権利に関する推進計画が中心になるようです。このことにつきまして、事務局から、現在のスケジュール等について説明をしていただき、それをもとに、本日の意見交

換を行いたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、私から、審議事項やスケジュールの案につきまして、資料6に基づきましてご説明をさせていただきます。

先ほど、今期の当面の審議事項といたしまして、次期子どもの権利に関する推進計画の策定についてということでご説明をさせていただきました。まず、この推進計画につきまして、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

この計画は、子どもの権利条例第46条に基づくものでございまして、第1期の子どもの権利委員会から答申をいただき、平成23年3月に第1次推進計画を策定したところでございます。第1次の計画期間が平成26年度までとなっております。平成26年度中に次期計画を策定する必要がありますので、皆様にご審議いただくものでございます。

本日、第1期の計画の本書と概要版を配付しております。概要版の2ページの中段以降の計画の体系をごらんいただきたいと思います。

まず、計画の基本理念がございまして、その下に四つの基本目標を据え、基本目標の下にそれぞれ2から3の基本施策を設けております。これらの基本施策実現のために、子どもの意見表明や参加の機会の拡大、子どもの権利に関する広報、普及など合計161の個別事業に取り組んでいるところでございます。

次期の計画につきましては、基本的な部分は、第1期計画を踏襲しつつ、第2期の答申書の内容や次期計画に反映させて、現在集計中のアンケート調査の結果も踏まえまして、評価、検証と並行し作成していただくことになります。

なお、資料には入れておりませんでしたけれども、次期の計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間を予定しております。

次に、推進計画とほかの子どもに関する計画との関係についてでございます。

現在、国の次世代育成支援対策推進法に基づく計画といたしまして、本市では、さっぽろ子ども未来プラン後期計画をつくりまして、こちら、推進計画同様、平成26年度で期間満了となっております。

次期計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づく新たな計画といたしまして、（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、事務を進めているところでございます。

これらの計画と推進計画は、いずれも深く関係していることから、次期の推進計画につきましては、札幌市における子どもに関する施策を総合的に推進する計画として策定したいと考えているところでございます。

なお、資料の一番下に計画全体のイメージを載せております。計画の名称がどのようなかは未定でございますけれども、（仮称）子ども・子育て支援事業計画がございまして、その中に、一番左にあります子どもの権利委員会で審議していただく第2次子どもの権利に関する推進計画があります。そして、真ん中に、他の重要施策としまして、子育て

支援や母子医療、保育所整備、体験活動など現行の子ども未来プランを引き継ぐ部分があります。一番右にありますけれども、子ども・子育て支援の新制度への対応を盛り込んだ必須事項となっております。

資料の（３）の最後の４行目の「なお」以降は、この計画の大枠や真ん中にございます子ども未来プランと必須記載事項に当たる部分につきましては、この委員会同様、別の附属機関でございます札幌市子ども・子育て会議において現在審議しております。皆様、子どもの権利委員会におきましては、網かけの子どもの権利に関する推進計画に当たる部分を審議いただくことで、一つの計画の中で役割分担をしていくこととなります。

なお、先ほどご説明いたしましたとおり、一旦は分けつつも、計画の重なる部分の意見につきましては、事務局を通して、それぞれの審議会に報告させていただきたいと考えております。

次に、資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

ただいまご説明の計画策定が当面の審議の内容でございまして、大まかなスケジュールについて記載しております。

現在の予定では、推進計画を含めた全体の計画の素案を９月ごろには策定し、その後、パブリックコメントを実施する予定になっております。それにあわせて進めていく必要があるということでございます。

本日が第１回の委員会で、次回は４月に行います。現在、集計中の子どもに関する実態意識調査、無作為抽出のアンケート調査の結果についてご報告し、計画体系等について審議を行いたいと考えております。第３回委員会は、５月に行います。定例的な報告として、平成２５年度の取組状況の報告をし、その後、推進計画の審議を行い、７月に行う第４回委員会では、計画の素案を審議していただきます。そこでの意見を踏まえて素案を確定し、パブリックコメント実施後、その結果報告とあわせて、最終的な計画の報告を第５回委員会にて行いたいと考えております。

また、子どもにかかわる計画でございますので、第１次の計画同様、子どもからも意見を聞くことになります。こちらにつきましては、１回目を夏休み期間に行いたいと考えております。

なお、本日お示ししたものは、現在の案でございます。審議の進捗状況や全体計画のスケジュール等によりまして変更となる場合がございますので、ご了承くださいと考えております。

最後に、３の現行推進計画と次期計画についてでございます。

現行計画につきましては、先ほど簡単にご説明したとおり、四つの基本目標ごとに基本施策を設け、事業や取組を位置づけているところでございます。

次期計画の大きな方向性としましては、基本的には現在のものを踏襲したいと考えております。そして、下線部は、現在の基本目標１の基本施策３の子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援と基本目標２につきましては、全体計画に位置づけることを予定

しております。

子どもの権利に関する推進計画といたしましては、現在の基本目標1の子どもの意見表明・参加の促進、基本目標3の子どもの権利の侵害からの救済、基本目標4の子どもの権利を大切にする意識の向上についてが基本になるものと考えておりますが、本日お示ししているものは、あくまでも現行計画のものでございまして、体系や表現等につきましては、これからの委員会の中でご意見をいただきたいと考えております。

今回の委員会では、現在集計中のアンケート結果もお示しできますので、前回計画から子どもの権利に関する意識や現状がどのように推移したかもある程度はおわかりいただけるかと思います。

5年間の計画の中で、どのような方向性を持って子どもの権利の施策に取り組んでいくのか、ご意見をいただければと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 説明をどうもありがとうございます。

先ほど事務局から説明をしていただきましたけれども、まず、確認させていただきます。

全体の計画は、子ども・子育て支援事業計画としまして、子どもにかかわる計画として一緒にやるということで、そのうち、子どもの権利に関する部分は我々子どもの権利委員会が担うということを説明していただいたわけでありますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、全体に関する部分についても、適宜、事務局から報告をいただき、また、子ども・子育てに関しての意見が子どもの権利委員会から出た場合は、事務局を通して子ども・子育て会議にも報告していただくことで、役割分担を明確にして進めていきたいと思っております。

なお、先ほどの事務局からの説明ですと、F委員がもう一つの会議にもかかわっているということでもありますから、何か情報がありましたら随時お願いしたいと思っています。

次に、次期計画でありますけれども、現行の計画の基本目標を中心に、この5年間で新たに加えるべき視点や、一層重点的に取り組むべき課題などを中心に進めていくことになるかと思いますが、具体的にどのようなことを盛り込むかなどは、現在集計しているアンケートの結果を踏まえて次回以降も話し合うというふうにしたいと思っております。本日の委員会では、子どもの権利につきまして、このようなことを盛り込むべきといった大まかな方向性について、皆様方から意見をいただきたいと思います。

◎意見交換

○委員長 それでは、事務局の説明に対する質疑も含めて、皆様方から発言をいただきたいと思います。自由に発言してください。

○B委員 確認ですが、先ほど、現行の推進計画と次期計画ということで、基本目標1の

基本施策３と基本目標２は全体の計画の中でやるとおっしゃいました。そうだとすると、私たちの子どもの権利条例の中では余り詳しくやらないということでしょうか。

○委員長 今の点について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 資料の裏面でアンダーラインを引いている部分でございます。こちらについては、今おっしゃっていただいたとおり、子ども・子育て会議のほうで全体計画の中に盛り込むことになっております。ただ、こちらについても、もし子どもの権利委員会で意見が出た場合には、子ども・子育て会議に報告させていただきたいと思っておりますので、ご意見がございましたら忌憚なくおっしゃっていただきたいと思います。

○委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○Ｃ委員 先ほどのことと二、三重複することと、別な点を申し添えたいと思います。

今、Ｂ委員からご指摘があった点は、もちろん全体的な視点では必要であろうとは思いますが、当然、個人、地域、社会の中で子どもの権利を擁護する趣旨から考えれば、当然、何らかの形で内容は出てくると思います。子どもを受け止め、育む環境づくりというのは、まさに地域というところで、昨今の事件、事故といったときに、子どもの権利をどういう形で自分たちが守れるのかといったときには、当然、子どもの権利に触れてくるでしょうし、今のところ、この部分は避けて通れないのではないかと思います。

それから、自分もかかわっている中で申し上げますと、障がいを持って地域で生活している子どもたちは、日の当たるところで生活している子どもたちとはまた違った環境もしくは空気の中にいるわけです。ですから、その子どもが安心して過ごすには、地域の大人としてどういう視点、アプローチの仕方があるのか、行政としてどういう形で養護する姿勢が必要なのか、今の市民レベルでの意識はどんなものか、具体的なものが見えていないので、あくまでも感覚でしか申し上げられないのですが、そういうところを自分の感覚、仕事、地域生活も含めて感じたものを、子どもたちがわかりやすい言葉を通して何らかの発言をさせていただければと思います。

支離滅裂な話になってしまって済みません。

○委員長 ありがとうございます。

この場ではいろいろなことが話題になってきて、それについて話し合っていきます。そして、いろいろな話をする中で一つの方向にだんだん向かっていくということがよろしいのではないかと思いますので、皆様方が日ごろ思っていることも含めて、忌憚のない意見をこの場で出し合っていくことが大事かと思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

恐らく、皆様方は、この会議に初めて臨んだこともあって、こういうことを話してどうなのかというふうに思いつつ、この場に来ていらっしゃるのではないかと思います。前からおられる委員はよくご存じかと思いますが、この場では自由に話していいのだと思ってください。この会議と全く無関係な話をされた場合には、とめることがあるかもし

れませんけれども、そうでない限りは、皆様方が思っていることをちゃんと受けとめたいと思いますので、いろいろと話をさせていただくことが大事かと思っております。そういった意味では、高校生あるいは中学生の委員も、それこそ日ごろ思っていることをどんどん話していくことが非常に大事だと思います。実際に、これまでの経験からしますと、前は高校生委員が中心でしたけれども、そういう方の意見の中に、非常に光るものがいっぱいあると思いますので、自由に話をしてみてください。

○A委員 北海道のほうで北海道子どものいじめ防止に関する条例がこのたびまとまったと思うのですが、札幌市では、いじめに関する条例は考えていないのですか。要するに、子どもの権利条例がそれを担うという説明を受けたのですけれども、その把握でよろしかったのでしょうか。そうだとすれば、この子どもの権利条例の中のいじめに関する項目が基本目標の幾つかの中にばらで入っていますが、何かしら、具体的なものがつくれるといいな、盛り込めるといいなと思います。

○委員長 事務局では、今の質問の部分についてはどうでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） いじめの防止に関する条例ということで、北海道で条例を策定する運びになっております。道でつくった条例は、基本的には道内全市町村に影響を及ぼすこととなりますが、札幌としましては、子どもの権利条例もございます。子どもの権利条例は、本当に幅広いもので、いわば子どもの権利に関する憲法のような位置であります。そういう基本法があって、道のいじめの防止条例がありますので、幾つも条例をつくるのではなくて、基本的に札幌市としてはいじめの防止条例までは必要ないのではないかと思います。

○委員長 ほかにご意見はございますか。

○D委員 何をしゃべってもいいと言われたので、お話しいたします。

初めて参加しているので、今後、いろいろな提案を受けながら考えていけばいいのかなと思ってお聞きしていました。

私は小学校で仕事をさせていただいていることもあって、今、感じていることなどをお話しさせていただければと思います。

今、A委員から、いじめについて話がありましたが、体罰ということもあります。子どもたちの環境の中で、学校という現場の中で、いろいろなことが課題になったり話題になったりしていると思います。いじめについては、教育委員会でも、札幌市の小・中学校での取組については、子どもの命を守る大切な取組だということでした。一昨年は、中学生がみずから命を絶つというようなことがありました。いじめとの関係性が明確になっていない部分もありますけれども、どちらにしても、子ども自身がみずから命を絶つということはあってはなりませんので、教育委員会でも強い取組をとということで、ことし、札幌市内の全小・中学校で取り組んでいる状況かと思っています。

私の学校でもそういう調査はするのですけれども、いじめがいろいろな定義をされてから、きのうお兄ちゃんにいじめられたといういじめから始まって、深刻なものへと、いろ

いろいろなものがあるのですが、どこも見逃さないようにしていかなければなりません。ですから、それにいかにして早く気づいて、子ども自身で解決できるように周りの大人の力で支えられるかということが大切です、それは学校という場でもと思っています。

今、いじめ、不登校もそうですけれども、子どもの状況もいろいろと変わってきているのかなと思います。確かに、いろいろな原因で起こるいじめで、深刻なものもあります。不登校の原因でも、私が若いころは、友達とのトラブルで学校に行けなくなったということも多々あったと思います。今もないわけではないと思いますが、不登校になっている子たちの状況はもっと複雑になっています。単なる人間関係ではなくて、家庭の問題であったり、経済的な問題であったり、先ほどC委員がおっしゃっていた、子ども自身が持っている障がいの部分が学校へ向かう障害になっていたり、実に複雑化していると思っています。学校という現場だけでその子を救ってあげるということはなかなか簡単ではないと思っています。

もう一つ感じているのは、今、学校の中にも、いろいろな課題を抱えている子たちが登校してきていたり、障がいも名前が複雑になってだんだんわからなくなっていくかもしれませんが、そういう子たちがふえております。一般的に、小学校では、40人ぐらいの子どものうちで6%と言われていますが、今はもっと多くなってきているかと思っています。学校の立場では、1人の担任が、40人近くの子どものうちで、個別に支援を必要とする子たちを6人も7人も見ている現状があります。弱音を吐いてはいけないのかもしれないけれども、一担任がという体制ではなかなか厳しい状況になっています。その中で、心のサポーターもありますけれども、札幌市では学びのサポーターなど、いろいろな制度を考えて教育委員会でも取り組んでいるのですが、その辺はなかなか厳しい状況かと思っています。

いろいろな課題を抱えている子たちの課題要因の中に、保護者の問題というか、経済的なこともあります。札幌市の中でも、準要保護や生活保護を受けられている方がふえている現状が確かにあると思います。我々が現場にいても、そう感じます。それがイコール子どもの環境を悪くしているとはならないと思いますが、経済的な部分も影響を受けています。それから、課題を抱えている子どもの保護者と我々教師がかかわっていく難しさも出てきています。保護者自体が障がいや病を持たれている方も多くなってきているなと感じます。我々は教育者ですけれども、そういう方とどのようにかかわっていくことによって子どもに不利益を起こさないかなということになると、学校だけではということで、いろいろな関係機関のお力をかりながらやっていかないと複雑化してきているなと考えています。

そういう部分では、子どもたちを守っていく上での役割分担ではなくて、協力なのだけでも、私の学校という現場で言わせてもらおうと、学校にたくさんの期待をしていただくことが多いのです。しかし、学校というところは、そんなにお応えし切れないと感じております。そんなことも今思っております。

愚痴っぽくなってしまったところがあるかもしれませんが、勝手なことを言っていたということでしたので、お話をさせていただきました。

○委員長 いろいろな課題があるのだということを示していただいたのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○E委員 Eでございます。

私は、これから一つ公務がありまして、途中で失礼しなければなりません。

いろいろと資料を見せていただいて、先ほど自己紹介のときにも申し上げましたが、今、子どものシェルターを運営しています。いろいろな局面で子どもの権利が侵害されるということはあると思いますし、シェルターをつくるに当たっていろいろと勉強しておりますが、虐待といじめが非常に大きいのだろーと思っております。権利侵害はいろいろとあるのだけれども、子どもの権利を根こそぎ否定するということは非常に大きな要因だと思いますので、委員会の今後の協議においても、その問題を重視した発言を続けていきたいと思っております。

私も、例えば少年事件などでお子さんの親とお話しすることがありました。弁護士を二十何年やっていて初めてかと言われてしまうかもしれませんが、実際に逃げてきた親と対峙しました。それで、いろいろとお話をしたのですけれども、非常に根深いものがあるなということを感じずにはいられませんでした。先ほど出ていました貧困の問題や病の問題など、いろいろな要因があるのしょうけれども、この札幌市においても、虐待の問題は見えていないだけだったのだなということで、しっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。弁護士会や、子どものシェルターを運営しているNPOの理事の立場でもいろいろと議論させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 どうもありがとうございます。

特に取り組むべき問題を示してくれた感じがいたしました。

ほかの皆さん方から何かございますか。

○F委員 Fでございます。

二つありまして、一つ目は、前回、前々回と、権利委員会の中にい過ぎると、感覚が鈍ってまいりました。今回、せっかく公募で新しくご参加いただいた皆さんがいらっしゃるの、客観的に市民目線で見たときに、札幌市における子どもの権利条例の位置づけというのは皆さんの中にどのようなイメージであるのか、そこをまずは学びたいと思ったのが1点目です。新たな委員のお考えをお聞きしたいという部分です。

それから、二つ目は、現行の推進計画の中で、この委員会の中で僕自身が重要視しているのは基本目標2です。子ども・子育てに関する子育て支援、待機児童の問題とか、放課後の子どもたちの居場所の問題とか、ワーク・ライフ・バランスを配慮した子育て支援のあり方というのは、子どもの権利と相当密接につながる部分があるので、委員会ではっか

り議論するべきだと思うのです。そこがアンダーラインになっていて、別の委員会でも当然議論されるべきではあるのですが、ここの委員会でもしっかり議論を深める必要があるだろうと思っています。

この委員会は、しゃべったことが全部ばれてしまいます。Aさん、Bさんとなっていますけれども、読み込むと、大体この人だなとばれてしまいますので、余り言いたくないのですが、子ども・子育て会議のほうに参加しているメンバーは、どちらかという事業所側の目線から発言する人が多いのです。けれども、この問題は、利用者側から発言するということがないと、施策の中でどう反映していくかというときのバランス感覚に欠けてしまう感じがあります。この権利委員会は特にそうですけれども、子ども目線や利用者目線であるところからしっかりと発信していったら、それが子ども・子育て会議のほうに反映されていくような仕組みになったらいいなと思っています。

それから、基本目標3です。これはE委員がおっしゃったとおり、当然ですけれども、いじめや差別や虐待ということについては、しっかり議論していかなければいけないところだと思います。こういう問題で、もしも子どもたちがみずから命を絶つような事例がこたしも札幌でみたくないことがないように、そこをどういうふうにしっかりと支えていくことができるのか、もしくは、親の暴力で子どもが命を失ってしまうようなことがないように、私たちがそれをどう支えていくのかというところの一つの取組がここの中でなされればいいなと思います。

最後の基本目標4ですけれども、最終的には、市民の中の意識レベルが上がってこない、どうしても施策として反映されにくい部分であるので、ここの普及啓発を含めてやっていきたいです。

僕の中で、2、3、4は、どうしてもしっかりと成し遂げていきたいと思っているところです。そんな中で、一般目線から見たときの新たな委員は子どもの権利条例をどう捉えていращしゃるのか、お許しをいただければ聞いてみたいと思います。

○委員長 特に、従来からおられる委員が今回初めて公募委員として出てこられた方に聞きたいという強い要請があります。子どもの権利条例について、皆さん方はどのように見ているのでしょうか。そのあたりに関して、今日話ができるという方は話をしてみただけないでしょうか。

無理にとは申しません。

○B委員 私は、札幌市ではとくに条例ができていると思っていたのです。それは何かというと、早い段階で子どもの権利条例についての勉強会に参加したことがありまして、そのときに、すごくいいものだと思ったのです。その後、そこから遠ざかっていまして、今回、子どもの権利条例をもう一度目にかけて、それで応募してみようと思いました。平成20年にこの委員会ができたということで、ちょっとびっくりしました。

気をつけて、近くのお子さんがある方に聞いてみたのですが、学校で配布されますけれども、それがきちっと親に届いていないのです。ただかばんに入っていて、何か配布され

たみたいだねと言ってあげたら入っていたとか、そういうことを聞きました。

私たちのところに来ている親御さんにも聞いてみたのですが、そこに関心を持っている方はいないのです。これはだめだなと思いました。今、お子さんが子どもの権利条例をきちっとわかって、その方が親になって、そこでこれが生きていくのではないかとすごく思います。

知る権利もみんなにあると思うので、もっと一生懸命発信していきたいと思いました。

○委員長 どうもありがとうございます。

今、B委員から、市民の中にまだこの条例が浸透していないのではないかとということについての話をしていただいたと思います。

ほかの方はどうでしょうか。

○C委員 先ほどF委員からありました市民の肌感覚という意味では、今回、こういう形で市民委員を募集しますというときに、子どもの権利条例というものがあるのだと知りました。先ほどのB委員の20年から始まったというところは、違う意味でびっくりしたというのは、そういうものがあることに気がついたことにびっくりしたということだと思います。事前の説明会のときも、ようやく緒についたというか、これからというときに、日本の民主主義の話をするわけではないですが、権利意識というのは、下からかち取るのではなくて、上から与えられてきたと。これは、いろいろな考え方があろうかと思うのですが、そういう考え方もあると思うのです。そうすると、自分たちが動かなくても自然と何とかしてくださるという意識が脈々とあったのかなと思います。それこそ、地域の歴史からしても、北海道というのは、本州からすると歴史も極めて浅いです。ですから、共同意識というものはあったとしても、自分たちの権利意識みたいなものはなかなか培われてこなかったと思うのです。そうすると、そこで育まれる子どもたちも、おのずとその中に流されてきたのかなというところがあります。

そういう部分で、子どもとしての権利意識をどれだけ定着させるか、意識づけをするのかというのは、これから結構な時間がかかると思います。しかし、それはやっていかなければいけないのではないかと思います。

先ほどF委員からお話が合った中で、児童デイに通ってくる子どもの家庭環境というか、お弁当をつくってくれないとか、髪がぼさぼさだとか、ふけがたまつてとか、においがするとか、そういうことで大人を受け入れないとか、レスパイトではないですけども、子どもを守る前に、その前提となる地域みたいなものをどうやってサポートしていけばいいのかという部分はないがしろにできないことではないかと思います。ですから、直接的には子どもの権利だけでも、冒頭の話で出ていた、権利条例の理念の実現には、それを取り巻く大人の意識改革みたいなものが不可避ではないかと考える次第です。

また支離滅裂になりましたけれども、以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○G委員 子どもの権利委員になっておきながら何なのですけれども、権利条例に関して、今まで学校から配布されたプリントなどをちらっと読んだりして、それに大きく関心を持ったことは特にありません。はっきり言いまして、何を言っているんだかと思っていました。

先ほども申し上げたのですけれども、学校に子どもが行っておりますので、学校に対して関心はあるのですが、学校のPTA活動も今までしていませんでした。学校に対しての期待が大きいというのもそうですけれども、仕事をしているので、今、子どもが学童保育に行っております。学童保育のほうで、かなり大きく定員を広げてくれて、受け入れ体制にはなったのですが、そのせいで、物すごい人数の子どもが児童館に通っています。子どもの居場所という視点からいけば、ただ押し込まれている感じが思えます。うちの子どもは、児童館に行きたくないと言うので、行かなくなってしまっています。

今は、学校で、開放図書館の図書館ボランティアをしておりますけれども、開放図書館のほうにも、学校は、授業が終わったら子どもはとにかく真っすぐお家に帰りなさいという指導がされているので、放課後、子どもが開放図書館に行くことができません。授業が終わった時点ですぐに家に帰されて、一旦、家に帰ってから、必要があれば学校にもう一回来て図書館に行きなさいという指導がされています。私は、図書館ボランティアになったとは子どものためだったのですが、子どものための仕事は全くできていません。とにかく、みんなが家に帰って、児童館に行って、子どもの居場所はやっぱりないように思います。学校にも、放課後、開放図書館に通えるように何度もお願いしているのですが、教育委員会の指導で、真っすぐ家に帰るように言われているので、学校に残る子どもが少しでも少ないように、一斉に帰ることが子どもの安全であると言われているのです。しかし、今回の事件からも思うのですけれども、それは安全なわけではないですね。子どもの居場所を親がちゃんとつくってあげる、大人がつくってあげることが大事だと思います。

うちの小学校には、バスで通学している子どもが結構多くいます。東米里小学校が閉校になってしまって、そこからバスで通っている子どもがいるのですけれども、学校に残れないので、子どもたちはバス停でずっとバスを待っているのです。そのためにも、ぜひ開放図書館を利用してほしいと思うのですけれども、とにかく帰りなさいと言われるので、追い出されてしまうような状況にあります。

子どもの居場所をつくるということが子どもの権利を守るということにつながるのではないかと考えていますので、何とか検討していただきたいと思います。

○委員長 どうもありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

H委員、そろそろ言わなければいけないなと思っていますね。

○H委員 私も初めて出席させていただきました。

今回、子どもの権利委員会委員の委嘱を受けました。実際に、子どもの権利条例というものを前に一度耳にしましたが、議会で一度否決されたと思います。そのときに仲間

内で、子どもに権利を与えるとはどんなことなのだろうという話になりました。私も、その時点では正確な答えもできなかったし、逆に相づちを打ったことを思い出します。今日、いろいろな資料を見させていただいて、子どもの権利条例というのは、かなり奥深いものだのと改めて知ったところです。

そういうことで、現行計画の基本目標４に出ていますけれども、広報、普及ということです。これを見ていましたら、私が思っている広報、普及ではなくて、私と同じような思いを持った大人がいる中で、違う観点から子どもの権利条例、子どもの権利委員会のこれからの活動の中において、遅まきながらPRして理解していただければいいかなという思いがしました。

○委員長 それぞれの方から率直な意見が出されたのではないかと思います。前からいる委員としては、そういう意見は今後のためにいろいろと役立っていくだろうと思いました。

F委員、どうですか。

○F委員 しっかりやっていかなければいけないと思いました。

○委員長 ほかに何かありませんか。

○I委員 実は、隠していましたけれども、引き続きの委員です。

今、いろいろとお話を聞いていて、子どもの権利が具体的にどういうふうに侵害されているのか、多分、次回の委員会では調査結果が出ると思うのですが、今日のご意見を伺っていると、侵害される場面は物すごく多様なのだと思うのです。次回からは、いろいろな場面が出て、いじめの場面も出る、不登校の場面も出る、地域での障がいのある子どものことも出る、貧困格差の問題も出る、本当に多様な背景がある中で、そこにどういうふうに優先順位をつけて、具体的な事例と共通的なこととをどういうふうに分けて整理していくのか、子どもの権利として、安心して生きる、自分らしく生きる、豊かに育つ、参加する、この四つを当てはめて、どういう施策ができるのか、こういうふうに整理していく方向性になるのかなと思いながら伺っていました。

多様な背景に負けないようにしないと、今、奥深いという話がありましたけれども、子どもの権利は本当に奥深くて、分け入れば分け入るほど足がすくむようなところもあるのですけれども、一歩でも子どもたちの環境がよくなるように考えていくのだということで、また気持ちを一つにしてやっていければいいなと思います。

会議時間がまだ30分も残っているのに、こんなまとめ的な話をするのはどうかと思いましたけれども、そういうふうに感じながら皆さんのお話を伺ってしまして、引き続きの委員なので、こんな意見になりました。

○委員長 ありがとうございます。

私が言うことがなくなりました。

ほかにいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、ただいまいろいろな方から出されました意見なども踏まえまして、

次回より本格的な審議に当たっていくわけですが、その際に、事務局には、詳細な資料などをご用意いただきたいと思っております。

委員会では、計画への意見をまとめるほか、推進計画の進捗管理あるいは子どもの権利の施策にかかわる実施状況の報告、さらには、救済機関の報告に対する審議ということもあります。そういう意味では、求められている役割は非常に大きいと思います。ここに示されておりましたスケジュールを念頭に置きながら、今後、この委員会で審議を進めていくことになりますので、それを頭に置きながら、いろいろな問題を考えていただきたいと思います。

そこで、最後に、委員会設置の趣旨等、全体を通して質問がありましたら出していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

次回以降、本格的な審議となりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

事務局から連絡事項は何かありますでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、次回の委員会についてですが、資料でお示したスケジュールにありますように、4月ころに開催したいというふうに考えております。

詳細の日程につきましては、委員長とも相談させていただきまして、予定表を後日改めて送付させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それから、これから資料をお配りしますが、子どもの権利に関する公開授業の実施要領がございますので、そちらのご説明を教育委員会からお願いしたいと思います。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 教育委員会の檜田です。

今日は、委員の皆様からいろいろな角度からのご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

普及啓発がなかなか進んでいないというお話もございましたが、教育委員会では、子ども未来局とも連携しながら、そして、これまでも学校教育の今日的課題ということで、人権教育の推進事業の一つとして、子どもの権利に関するいろいろな取組を行っております。今年度は、2月18日に、太平南小学校にて、黒崎先生が、道徳の教材を通しながら、子どもの権利に関する公開授業をしてくださいます。先ほどどんなふうに実践されているのかというお話もございましたし、子どもたちに子どもの権利とはこういうものだというふうに権利自体を教えることも大事ですが、子どもたちに、あなたたちは札幌で生まれ育って守られているのだよと心を育む部分は私ども教育委員会でも非常に大事にしております。

そうした中で、道徳の教材を使用したこうした機会がございますので、もし参加をいただける方は、下に連絡先がございますので、もしお時間が許せば、ご参加いただければと考えております。

なお、このご案内につきましては、関心があるということで、札幌市議会の文教委員の議員、教育委員の皆様にもご案内しておりますので、子どもの権利委員会委員の皆様もぜひ参加いただければということで、今日お話をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それから、札幌市子どもの権利条例の絵本ということで、「おばけのマールとすてきなまち」という本が完成いたしました。3月に入りましたら有償で販売するようになりますので、ぜひともご購入して読んでいただければと考えております。こちらは、幼稚園や小学校低学年を対象にした権利条例の広報、普及のための資料ということになっておりますので、お知らせさせていただきました。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

6. 閉 会

○委員長 それでは、この辺で委員会を終了させていただきます。

今日は、どうもありがとうございました。

以 上